

○職務に専念する義務の免除の取り扱いについて

(昭和54年1月10日岡人委第232号通知)

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年岡山県人事委員会規則第10号）第2条第5号の規定により、下記の場合、職務に専念する義務を免除することができることとしたので通知します。

記

職員が任命権者主催の表彰式に被表彰者として出席する場合。